

建設業の新分野進出支援策について

平成 16 年 12 月

厚生労働省
農林水産省
経済産業省
環境省
国土交通省

1. 建設業の現状と課題

建設業は、国民生活及び経済社会活動の基盤である社会資本整備の直接の担い手であるとともに、国民総生産・全就業者数の約 1 割を占める我が国の重要産業のひとつであるほか、特に地方部において多くの就業機会を提供することにより、雇用の確保に大きく寄与するなど、地域経済においても大きなウェイトを占めている。

しかしながら、建設業は、近年建設投資の急速な減少により、深刻な過剰供給構造となっており、受注の減少、利益率の低下により厳しい経営環境が続いている。

こうした中、大手ゼネコン等については、金融機関の不良債権処理が加速する中で過剰債務の処理や経営合理化を迫られ、法的整理に移行し、あるいは合併、持株会社化等の経営統合に向かうなどの再編の動きが既に進行しており、市場規模の縮小に応じたスリム化が進んでいる。

一方、比較的公共工事への依存度の高い中小・中堅建設業は、公共投資の減少が続く中、業者数は横ばいが続き、完成工事高や利益率は低下基調で推移しており、再編・淘汰が避けられない状況となっている。

中小・中堅建設業の再生を図るためには、過剰供給構造を是正し、その過程において技術と経営に優れた企業が生き残り、伸びることが出来る環境整備を進める必要がある。

このため、入札・契約制度の改革を通じて、不良・不適格業者の排除の徹底やダンピング受注の防止などを図り、公正な競争環境を整備するとともに、コスト管理の徹底や分業・外注による経営の効率化、資機材調達の共同化や積算・設計の協業化等の企業間連携、合併や協業組合の設立などの経営統合、これまで培ってきた技術とノウハウを活かした、農業・福祉・環境等の新分野への進出など、経営革新の取組みを促進することが重要である。

こうした取組みを通じて、地域経済の活性化と地域雇用の創造・安定を図り、地域再生の実現に寄与することが期待される。

2. 建設業の新分野進出支援策について

(1) とりまとめに至る経緯

昨年 10 月、地域経済の活性化と地域雇用の創造を、地域の視点から総合的に推進するため、内閣に地域再生本部が設置され、政府、地方公共団体や民間事業者等各関係者が一丸となって地域再生に向けた取組みを進めることとなった。

同本部が、昨年 12 月 19 日に決定した「地域再生推進のための基本指針」において、建設業の事業転換（つまり新分野進出）などの経営革新の取組みについて、地域の基幹産業の再生を図るために、政府が一丸となって各種施策の一層の推進を図っていくことが位置付けられた。また、国として講ずべき支援措置の内容等を定めた「地域再生推進のためのプログラム」（平成 16 年 2 月 27 日決定）において、関係省庁が必要な支援に係る情報交換や意見交換を行い、施策の実施等について連携を図るため、「建設業の新分野進出を促進するための関係省庁連携会議」を開催することが盛り込まれた。

同会議は、関係 5 省庁（厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省・国土交通省）の担当局長等で構成され、第 1 回会議を本年 3 月 30 日に開催した。その際、地域においても、関係省庁が連携して、国と地方が一体となって新分野進出を後押しする体制を構築するため、平成 15 年度に国土交通省が地域ブロックごとに設置した「建設産業再生協議会」に関係省庁の地方支分部局等や都道府県等の関係部局も構成員として参加することを決定し、5 月から 7 月にかけて各地域ブロックで順次協議会を開催し、地域レベルで関係省庁間の連携を強化している。

更に、本年 6 月 4 日に閣議決定された、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」において、建設業の新分野進出支援策について、「関係省庁が連携して本年秋までにとりまとめ、速やかに実施する」ことが盛り込まれるとともに、予算と制度改革を一体的に実施する「政策群」の例示として、「建設業の新分野進出の円滑化」が位置付けられている。

これを受け、8 月 27 日に開催した第 2 回会議において、建設業の新分野進出を促進する関係省庁の制度改革等と予算措置について、「政策群」として平成 17 年度予算概算要求を行うこととした。

その後、関係省庁間で検討を進め、「政策群」に盛り込んだ施策をベースに、新たな施策を追加し、今般「建設業の新分野進出支援策」としてとりまとめたところである。

なお、とりまとめた施策のうち、予算措置を伴うものの実施については、当然のことながら、平成 17 年度予算政府案が次期通常国会において成立することが前提となる。

(2) 支援策の内容

今般とりまとめた支援策については、大きく分けて、以下の 8 つのカテゴリーに分類される。

【支援策のカテゴリー】

- ① 農業分野への進出を支援する施策（農林水産省）
- ② 環境分野への進出を支援する施策（環境省）
- ③ 福祉分野への進出を支援する施策（厚生労働省）
- ④ 建設業関連分野への進出を支援する施策（国土交通省）
- ⑤ 中小企業対策の観点から新分野進出を支援する施策（経済産業省）
- ⑥ 労働者の雇用対策の観点から新分野進出を支援する施策（厚生労働省）
- ⑦ 労働者の能力開発の観点から新分野進出を支援する施策（厚生労働省）
- ⑧ 総合的に新分野進出を支援する施策（経済産業省、国土交通省）

① 農業分野への進出を支援する施策について（農林水産省）

【既存施策の活用】

平成 15 年度から、「構造改革特区」を活用して、建設業者を含む一般企業等が農地を賃借して農業経営を行うことが可能となっており、引き続き同制度の利用を進める。

また、農業経営改善関係資金、農業信用保証制度及びアグリビジネス投資育成株式会社による投資育成事業の活用を進めるとともに、関係機関における相談窓口の設置等の体制整備を通じて、農業法人等に対する制度資金融資と出資の一体的な提供に取り組み、金融面での支援を進める。

【新規施策の展開】

構造改革特区については、調査の結果弊害の発生は認められなかったことから、今後、評価委員会による評価を待った上で、現行と同様の制度で全国展開を行うこととし、次期通常国会に所要の法律改正案を提出することとしている。

平成 17 年度創設予定の「地域・企業協働基盤整備推進対策（農業参入促進基盤整備実証事業等）」を通じ、農地の有効活用と新たな担い手

の育成による地域農業の再生・強化等を推進する観点から、官民パートナーシップの活用などにより、農外企業の農業参入等を促進する基盤整備等を実証的に実施し、建設業者等の農外企業の農業への進出を支援する。

また、農業の担い手対策として、来年度創設予定の「『強い農業づくり交付金』のうち認定農業者等担い手育成対策」や「農業経営総合対策のうち担い手総合支援事業」を活用し、担い手の育成や農業サービス事業体への支援を通じ、建設業者が農業生産法人を設立して農業に参入する取組みや、業務の一部門として農作業の受託（コントラクター業務）を行う取組みを支援する。

さらに、平成 17 年度創設予定の「『強い農業づくり交付金』のうち新規就農促進対策」や「農業経営総合対策のうち新規就農等促進総合支援事業」を活用し、就農関連情報の収集・提供、農業技術等の習得のための研修に対する支援等を行う。

② 環境分野への進出を支援する施策について（環境省）

【既存施策の活用】

平成 14 年度から施行されている「土壌汚染対策法」により、土壌汚染に係る調査・対策事業等の新たなビジネスチャンスが生み出されているほか、平成 15 年度には「廃棄物処理法」を改正して「広域認定制度」を創設し、廃棄物の処理を広域的に行う者について、一定の要件下で廃棄物処理法に関する地方公共団体ごとの許可を不要としており、引き続き制度面から環境分野への進出を支援する。また、環境カウンセラー登録制度や地方環境対策調査官事務所の活用を通じて、情報・ノウハウ面から環境分野への進出を支援する。

【新規施策の展開】

平成 17 年度に創設予定の「学校等エコ改修・環境教育モデル事業」を活用し、施設のエコ化を素材とした環境教育事業を通じて建設技術者の研修を行い、建築物での環境負荷低減を担う技術者の拡大を進める。

③ 福祉分野への進出を支援する施策について（厚生労働省）

【新規施策の展開】

今後の介護サービスの在り方として、地域に密着したサービスの展開が求められている一方、地域におけるサービス基盤の整備の状況は多様であることから、平成 17 年度から「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設し、民間の力も活用しながら、従来 of 整備の主流であった大規模施設とは異なる、地域の実情に応じた柔軟な介護サービス基盤の整備を

促進可能とする。

④ 建設業関連分野への進出を支援する施策について（国土交通省）

【既存施策の活用】

民間の事業機会を創出することによって経済の活性化が図られ、地域の再生にも資するとして、政府を挙げてその推進に取り組んでいるPFI事業について、平成16年度より、建設業者がPFI工事の受注に際して金融機関から借入れを行う場合に、前払保証事業会社が当該債務を保証することを可能にしており、資金調達を円滑化することにより、PFI事業への参入を引き続き支援する。

⑤ 中小企業対策の観点から新分野進出を支援する施策（経済産業省）

【既存施策の活用】

平成12年度より実施している「中小企業・ベンチャー総合支援センター事業」を活用し、新分野進出を行おうとする建設業者に対する専門家の派遣や新分野進出を題材とするセミナーを開催し、新分野進出に係る課題の解決を支援する。

また、産業活力再生特別措置法に基づき、平成15年2月より各都道府県に設置している「中小企業再生支援協議会」について、専門家によるきめ細かい相談対応や再生計画の策定支援を通じて、建設業者の事業再生を支援する。

【新規施策の展開】

中小企業新事業活動促進法（仮称）を制定し、建設業者を含む中小企業の創業、経営革新、新連携等を支援する。

具体的には、中小企業が新たな商品・サービスの開発、新たな販売・提供方法等により、経営の一定程度の向上を目指すような取組みを「経営革新」と位置付けて支援するとともに、異業種の中小企業等が有機的に連携し、経営資源を有効に組み合わせて新たな事業活動を行う取組みを「新連携」と位置付けて促進し、中小企業の新事業分野開拓を促進する。

⑥ 労働者の雇用対策の観点から新分野進出を支援する施策（厚生労働省）

【既存施策の活用】

平成16年度より実施している「建設労働者雇用安定支援事業」を活用し、円滑な労働移動、技能労働者の確保や雇用機会の確保・雇用の安定を図るための各種支援措置など、事業主が利用可能な措置に関する情報提供や建設雇用再生総合アドバイザー（社会保険労務士等）による個

別の相談援助等を実施するほか、平成 13 年度より実施している「地域雇用開発促進助成金」や平成 15 年度より実施している「中小企業基盤人材確保助成金」などの各種助成金・奨励金を活用し、建設業の新分野進出に伴う新たな雇用の創出・雇用の維持確保等を支援する。

【新規施策の展開】

平成 16 年 8 月より、建設労働者の雇用の安定を図るための新たな労働力需給調整システムのあり方を含め、今後の建設労働対策について、労働政策審議会で検討を行っており、平成 17 年 1 月を目途に報告が取りまとめられる予定である。当該報告の内容を踏まえ、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」の改正案を次期通常国会に提出するなど、所要の措置を講じる予定である。

⑦ 労働者の能力開発の観点から新分野進出を支援する施策（厚生労働省）

【既存施策の活用】

平成 13 年度より実施している「中小企業雇用創出等能力開発助成金」や平成 14 年度より実施している「建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金」を活用し、新分野進出の際に必要な労働者の職業能力の開発・向上を行おうとする建設業者の取組みを支援する。

⑧ 総合的に新分野進出を支援する施策（経済産業省、国土交通省）

【既存施策の活用】

「中小企業基盤整備機構」（経済産業省所管）と「建設産業再生協議会」（国土交通省が平成 15 年度に地域ブロックごとに設置）が連携し、「中小企業・ベンチャー総合支援センター事業」を活用して、平成 16 年度中に全国 9 ヶ所で「建設業新分野進出セミナー」を開催し、建設業経営者の意識啓発および知見の向上を図る。

【新規施策の展開】

中小・中堅建設業者の新分野進出の取組みを円滑化するため、関連するサービスを 1 ヶ所でまとめて受けることができる「ワンストップサービスセンター」を平成 17 年度に都道府県ごとに設置する予定であり、関係省庁が連携して、建設業者の新分野進出を支援する枠組みを構築する。

あわせて、平成 17 年度創設予定の「地域における中小・中堅建設業の新分野進出促進モデル構築支援事業」を活用し、中小・中堅建設業者が行う新分野進出の取組みで、モデルケースと認められる事業を発掘し、当該事業を推進するとともに、先導的な事例の普及・啓発を図る。

(3) 「ワンストップサービスセンター」における具体的な取組み

総合的に建設業の新分野進出を支援する施策として、平成17年度に「ワンストップサービスセンター」の設置を予定しており、関係省庁が連携して実施する施策として「政策群」にも盛り込んでいるところである。

同センターでは、新分野進出に関連するサービスをまとめて提供するため、関係省庁が協力して対応することとしており、以下のような取組みを予定している。

【ワンストップサービスセンターにおける具体的な取組み】

□厚生労働省

○雇用関係の各種支援措置に係る情報提供

- ・円滑な労働移動、技能労働者の確保や雇用機会の確保・雇用の安定、職業能力の開発
- ・向上を図るための各種支援措置（助成金）等の情報提供をパンフレットの配布などにより実施する。

○雇用対策の活用促進のための労務関係専門家による相談援助

- ・各種支援措置の活用方法、申請手続等に関して、社会保険労務士等の労務関係専門家（建設雇用再生総合アドバイザー）による個別の相談援助を実施する。

○集団相談会の開催

- ・新分野進出を図る支援措置等の十分な活用に向けて、集団相談会を都道府県ごとに年10回程度の割合で実施する。

（「建設労働者雇用安定支援事業」を活用）

□農林水産省

○新規就農相談センター等への問い合わせ受付

- ・ワンストップサービスセンターに対し、建設業者から新規就農に関する問い合わせがあった場合、ワンストップサービスセンター又は建設業者に対して必要な情報を提供する。

○農業団体及び地方公共団体等から成る担い手育成総合支援協議会への問い合わせ受付

- ・ワンストップサービスセンターに対し、建設業者から農業生産法人の設立等に関する問い合わせがあった場合、農業団体及び地方公共団体等から成る担い手育成総合支援協議会は、ワンストップサービスセンター又は建設業者に対して必要な情報を提供する。

□経済産業省

○中小企業・ベンチャー総合支援センター（全国8ヶ所）による専門家派遣、セミナーの開催

- ・中小企業・ベンチャー総合支援センターから、ワンストップサービスセンターへ専門

家（弁護士、会計士、税理士、中小企業診断士等）を派遣。都道府県ごとに、2ヶ月に1回の割合（年間計6回）で派遣し、新分野進出に係る相談に対応する。

- ・中小企業・ベンチャー総合支援センターとワンストップサービスセンターが連携し、建設業向けのセミナーを全国9ブロックで各1回開催する。

□環境省

○地方環境対策調査官事務所への問い合わせ受付

- ・ワンストップサービスセンターに対し、建設業者から環境省所管の事項に関する問い合わせがあった場合、地方環境対策調査官事務所はワンストップサービスセンター又は建設業者に対して必要な情報を提供する。

○環境カウンセラー・データベースの情報提供

- ・環境分野の専門家である環境カウンセラーの名簿や情報が検索できるよう、環境カウンセラー・データベースを提供する。

□国土交通省

○建設業再生アドバイザーによる相談実施

- ・建設業に詳しい専門家（建設業再生アドバイザー）による経営診断、情報提供、コーディネート、計画策定支援等の相談業務を、都道府県ごとに1週間2回程度の割合で実施する。

3. おわりに

近年、建設業に対する国民や社会の要請は、多様化・高度化しており、公共工事の担い手としてのコスト構造改革など公共事業改革への貢献、膨大な資本ストックの維持・管理のほか、新たな事業分野への対応など様々な期待が寄せられているところである。

建設業の新分野進出は、事業構造の転換による経営基盤の強化につながるだけでなく、地域の基幹産業である農業の担い手の拡大、環境・福祉など社会的関心が高く成長が期待される産業分野への対応の促進、地域の雇用の維持・確保などが図られる取組みであり、国民・社会の要請にも応えるものである。

関係省庁としては、今般とりまとめた支援策を一体的かつ総合的に実施し、建設業の新分野進出を促進していく考えである。

以 上